

総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和2年11月10日(火) 午前9時30分
2. 開催場所 瀬戸内市役所 2階 大会議室
3. 農業委員 11名中11名出席し、その氏名は次のとおり
太田 修 尾上 昭則 出射 實 宮本 英美
由喜門 尊 藤原 由果 小林 桂治 石黒 五月
藤原 和正 大森 茂利 久山 英之
4. 農地利用最適化推進委員
服部 千敏 松本 英樹 山本 和博 森部 真史
山崎 徹 大河原 律夫 佐藤 辰也 岡崎 浩
田中 伸五 正富 清人 吉田 宏 山内 桂三
金居 正彦 北谷 正幸 福池 正美 安木 義忠
射越 誠一 山本 祐章 茂成 和延
5. 議事に参与した者
事務局長 服部 博昭
事務局 青木 潔
事務局 坂本 隆也
6. 議事内容
報告事項 農地法許可に係る専決処分について
第1号議案 農地法第3条許可申請について
第2号議案 農地法第4条許可申請について
第3号議案 農地法第5条許可申請について
第4号議案 農地転用事業計画変更申請書承認について
第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
(利用権設定)

そ の 他

- 事務局 長 開会を宣言する（午前9時30分）
定刻となりましたので、これより令和2年度瀬戸内市農業委員会、第8回の総会を始めさせていただきます。それでは開会にあたりまして、藤原会長よりごあいさつを申し上げます。
- 議長（会長） おはようございます。今期はじめての総会となっております。本日は、お忙しい中のご参加、ご出席いただきありがとうございます。本日も複数案件がございますので、皆様の適正な審査、ご意見のほどよろしくをお願いします。
- 事務局 長 ありがとうございます。ただいまの農業委員の出席数は定数11名のうち11名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告いたします。以降の議事の進行につきましては藤原会長よろしくをお願いします。
- 議長 それでは、本日の議事録署名委員さんを指名させていただきます。本日の署名委員さんに出射委員、宮本委員、よろしくをお願いします。
早速ですが、議題の方に入らせて頂きます。まず、報告事項、農地法許可に係る専決処分について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 それでは、本日の議案の説明に入らせて頂きます。
議案資料1・2頁目をご覧ください。農地法許可に係る専決処分についてでございます。令和2年度瀬戸内市農業委員会第5回総会で転用許可と議決されました、■■■■■さんの農地法5条許可申請につきまして、転用面積が1,000㎡を超えておりましたので、瀬戸内市開発協議会へ諮問したところ、承諾を得ましたので、同日の23日付けで許可しておりますことを報告したものとなっております。
続きまして、議案資料3頁目をご覧ください。令和2年度瀬戸内市農業委員会第7回総会で転用許可と議決されました、下記案件につきまして、それぞれ転用面積が1,000㎡を超えておりましたので、瀬戸内市開発協議会へ諮問したところ、承諾を得ましたので、同日の27日付けで許可しておりますことを報告したものとなっております。
最後に議案資料4頁目をご覧ください。同じく、令和2年度瀬戸内市農業委員会第7回総会で転用許可と議決されました、下記案件につきまして、転用面積が3,000㎡を超えておりましたので、瀬戸内市開発協議会と岡山県農業会議へ諮問したところ、承諾を得ましたので、岡山県農業会議の諮問日の28日付けで許可しておりますことを報告したものとなっております。
以上で事務局からの説明を終わります。
- 議長 はい、ありがとうございます。ただ今の報告事項につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
(意見なし)

的に教育の一環として当該地を利用する予定であることから、当該案件の申請に至った。当該案件は農地法施行規則第2条の権利移動の不許可の例外に該当するものであるため、問題がない。また、事務局と担当委員の原田委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【2番案件】

譲受人「邑久町虫明■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。譲渡人「岡山県勝田郡奈義町中島東■■■■■■■ ■■ ■■■ ■■■■■■■ ■■ ■■」。農地の所在地は「邑久町虫明1982」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は279㎡。「邑久町虫明2969」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は196㎡。「邑久町虫明3822-1」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は605㎡。譲受人の農地までの距離は700m。耕作面積は36,061.7㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■■となっております。第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲渡人が高齢となり耕作ができなくなったため近くの譲受人に相談したところ話がまとまる。なお、事務局と担当委員の鷹取委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【3番案件】

譲受人「長船町長船■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■」。譲渡人「邑久町福谷■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■ ■■■■」。農地の所在地は「邑久町福谷3289」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は526㎡。譲受人の農地までの距離は3km。耕作面積は7,159㎡となっております。家族数は2名、耕作者数は1名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■ ■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■ ■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲渡人が高齢となったことにより今後耕作を行うことが困難となったため、譲受人に相談したところ話がまとまった。なお、事務局と担当委員の鷹取委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【4番案件】

譲受人「岡山県備前市新庄■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■」。譲渡人「岡山県岡山市南区泉田■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■ ■■■■ ■■■■」。農地の所在地は「長船町服部375-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は382㎡。「長船町長船287-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は829㎡。「長船町長船288-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は2,87㎡。譲受人の農地までの距離は100m。耕作面積は4,295㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも3名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■ ■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲受人は現在畑作を行っており、耕作面積を増やしたいと譲渡人に相談したところ話がまとまった。なお、事務局と担当委員の茂成委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、事務局から第1号議案の説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。1～3番案件については、新任の委員のため今回に限り事務局より説明をお願いいたします。

事務局 1番案件についてご説明します。譲受人は法人となっております。特例ではありますが、今回は譲受人の農業部の生徒さんが教育のために耕作をする農地を取得することです。譲渡人とも話がまとまりました。今後、教育のために耕作をすることがなくなった場合は、取得理由がなくなりますので、速やかに耕作者を探し所有権の移転をしていただくように指導をしております。また特に周辺農地への問題もないと思われれます。ご審議のほどお願いいたします。

続きまして、2番案件について説明します。奈義町に住まわれていまず譲渡人が高齢になり、耕作していただける方を探していたところ、譲受人と話がまとまりました。特に問題はないと思われれます。

続きまして、3番案件について説明します。福谷に住まわれていまず譲渡人が高齢になり、耕作していただける方を探していたところ、譲受人と話がまとまりました。特に問題はないと思われれます。

ご審議のほどお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、4番案件について、茂成委員、お願いします。

茂成委員 4番案件についてご説明します。譲渡人の■■■さんは高齢のため、これ以上耕作を行うことが困難となってしまったので誰か耕作をしてくれないかと探していたところ、譲受人に話がついて譲渡されることになりました。特に問題はありません。周辺農地への問題もないと思われます。

議 長 はい、ありがとうございました。以上で担当委員さんからの意見は終わりましたが、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

議 長 ご意見ないようですので、採決に入らせていただきます。
ただ今の第1号議案農地法第3条許可申請、1番案件から4番案件について、許可に賛成の方、挙手願います。

議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。
続きまして第2号議案、農地法第4条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは議案資料6頁目をご覧ください。第2号議案農地法第4条許可申請についてご説明いたします。

【1番案件】

申請人「岡山県岡山市東区西大寺新■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。
土地の所在地は「邑久町尻海1083」。地目は「田」。面積は1,607㎡。転用目的は「畑(農用地)」。農用地で10aあたりの収量は米420kgとなっております。隣地への被害はありません。なお、一時転用申請によるもので、農用地区域内農地で追認申請であります。

場所につきましては、資料11ページをご覧ください。正八幡宮から南へ約99mところに位置しております。

【2番案件】

申請人「岡山県岡山市東区西大寺新■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。
土地の所在地は「邑久町尻海1084」。地目は「田」。面積は1,024㎡。転用目的は「畑(農用地)」。農用地で10aあたりの収量は米420kgとなっております。隣地への被害はありません。なお、一時転用申請によるもので、農用地区域内農地であります。

場所につきましては、資料11ページをご覧ください。正八幡宮から南へ約99mところに位置しております。

【3番案件】

申請人「邑久町尻海■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。
土地の所在地は「邑久町尻海1085」。地目は「田」。面積は1,840㎡。転用

目的は「畑(農用地)」。農用地で10aあたりの収量は米420kgとなっております。隣地への被害はありません。なお、一時転用申請によるもので、農用地区域内農地で追認申請であります。

場所につきましては、資料11ページをご覧ください。正八幡宮から南へ約99mところに位置しております。

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。続きまして、本地区については改選前は担当委員が不在のため、1番～3番案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 1～3番案件についてご説明させていただきます。申請地は田から畑に農地改良をして耕作をしたいということで申請に至りました。農用地区域外で、隣地や排水関係にも問題は特にありませんので、よろしく願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。それでは、ただいまの第2号議案につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

(意見なし)

それでは、ご意見ないようですので、意見がないものとして農業委員会として意見を付してよろしいか。

(全員賛同の声)

それでは意見なしといたしまして、続いて、採決に入らせて頂きます。第2号議案農地法第4条許可申請について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。

続きまして、第3号議案、農地法第5条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは議案資料7頁目をご覧ください。第3号議案農地法第5条許可申請についてご説明いたします。

【1番案件】

譲受人「邑久町豊原90番地の1 不動産業 有限会社 瀬戸内商事 代表取締役 赤木 保成」。譲渡人「邑久町豊原■■■■■■■■ ■■■■■■■■」。土地の所在地は「邑久町豊原1033-1」。地目は「畑」。面積は169㎡。転用目的は「露天駐車場」。農地区分は第2種農地で普通畑となっております。資金は、自己資金が■■■円となっております。隣地への被害はありません。なお、所有移転によるもので10aあたり■■■となっております。また、農用地区域外農地であります。資料12ページをご覧ください。邑久浄化センターから南へ約371mところに位置しております。

【2番案件】

譲受人「邑久町尾張288番地2 不動産業 エステートプランニング株式会社 代表取締役 永山 弘之」。譲渡人「京都府亀岡市畑野町千ヶ畑■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「長船町土師305-1」。地目は「畑」。面積は202㎡。転用目的は「建売分譲住宅」。施設の概要は「2階建 1棟 31.42㎡」。建ぺい率は「61.50%」。農地区分は第2種農地で普通畑となっております。資金は、自己資金が■■ ■円となっております。隣地への被害はありません。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■ ■となっております。また、農用地区域外農地であります。資料13ページをご覧ください。長船ちとせこども園から東へ約60mところに位置しております。

【3番案件】

譲受人「長船町土師■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。譲渡人「長船町土師■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。土地の所在地は「長船町土師804-2」。地目は「畑」。面積は75㎡。転用目的は「露天駐車場」。農地区分は第2種農地で普通畑となっております。資金は、自己資金が■■ ■円となっております。隣地への被害はありません。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■ ■となっております。また、農用地区域外農地であります。場所につきましては、資料14ページをご覧ください。長船土師郵便局から西へ約140mのところに位置しております。

以上、事務局からの説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。1番案件について、田中委員お願いします。

田 中 委 員 1番案件についてご説明します。南側にある墓地へ参拝に行く際に車で皆さん来られるのですが、駐車場が手狭であったため、駐車場の拡張という形で申請をしています。近隣農地等についても特に支障はありません。よろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。2番、3番案件について、射越委員お願いします。

射 越 委 員 2・3番案件についてご説明します。まず2番案件については当該農地購入して隣の土地とあわせて建売住宅を建設するとのことでした。排水等や近隣農地についても特に影響はございません。次に3番案件については譲受人の駐車場がなく困っていたところ譲渡人に相談したところ、話がまとまりました。こちらについても隣地や排水等につい

て特に問題もないと判断いたします。よろしくご審議の程よろしくお
願いします。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは、ただいまの第3号議案に
つきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。
(意見なし)
それでは、ご意見ないようですので、意見がないものとして農業委員
会として意見を付してよろしいか。
(全員賛同の声)
それでは意見なしといたしまして、続いて、採決に入らせて頂きます。
第3号議案農地法第5条許可申請について、許可に賛成の方は挙手を
お願いします。
(賛成者挙手)

議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。
続きまして、第4号議案、農地転用事業計画変更申請承認について、
事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは議案資料8頁目をご覧ください。農地転用事業計画変更申請
承認についてご説明いたします。
申請人「神奈川県相模市緑区大山町1番1 製造業 スリーボンドフ
ァインケミカル株式会社 代表取締役 土田 耕作」。土地の所在地
は「長船町服部1279-1」。地目は「田」。農地区分は農用地区
域外。当初事業計画の転用面積は640㎡。転用目的は「露天駐車
場」。転用期間「令和元年12月20日から令和2年1月31日ま
で」。変更事業計画の転用面積は640㎡。転用目的は「露天駐車
場」。転用期間「令和3年1月20日から令和3年4月30日まで」。
変更理由は「新型コロナウイルスの渦により、事業計画の見通しが必
要となり、工期計画の延長を余儀なくされたため」。となっております。
以上、事務局からの説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは、ただいまの第4号議案に
つきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。
(意見なし)
それでは、ご意見ないようですので、意見がないものとして農業委員
会として意見を付してよろしいか。
(全員賛同の声)
それでは意見なしといたしまして、続いて、採決に入らせて頂きます。
第4号議案、農地転用事業計画変更申請承認について、許可に賛成の
方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

- 議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。
続きまして、第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について(利用権設定)ということで、事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 それでは第5号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてご説明いたします。議案資料9頁目をご覧ください。
【第5号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議案書をもとに朗読】
- 議 長 はい、ただ今の第5号議案につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
- (意見なし)
- 議 長 ご意見ないようですので、第5号議案につきまして、承認とさせていただきます。
それでは最後のその他の項目に入らせていただきます。事務局、お願いします。
- 事 務 局 まず、今後の総会の予定を申し上げます。12月の通常総会については12月3日木曜日に瀬戸内市役所 2階大会議室で開催予定となっております。1月の通常総会につきましては、1月7日木曜日に同じく瀬戸内市役所 2階大会議室で開催予定となっております。
- 議 長 他にご意見・ご質問はありませんか。
それではご意見もないようですので、これをもちまして、令和2年度11月の総会を閉会とさせていただきます。
ありがとうございました。

(午前10時00分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和2年11月10日

議 長

署名委員

署名委員